

様式第 1 号

令和 8 年 6 月 3 日

十勝圏複合事務組合  
組合長 上野 庸介 殿

〔設置者の名称〕 十勝圏複合事務組合

〔代表者の役職〕 組合長 〔代表者の氏名〕 上野 庸介

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	帯広高等看護学院
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <b>専門学校</b> )
大学等の所在地	北海道帯広市西 11 条南 39 丁目 1 番 3 号
学長又は校長の氏名	佐澤 陽
設置者の名称	十勝圏複合事務組合
設置者の主たる事務所の所在地	北海道帯広市西 24 条北 4 丁目 1 番地 5
設置者の代表者の氏名	上野 庸介
申請書を公表する予定のホームページアドレス	<a href="https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/">https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/</a>

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	事務 島田	0155-47-8881	obikan@m2.octv.ne.jp
第2号の1	教務 花本	0155-47-8881	obikan-3@m.octv.ne.jp
第2号の2	事務 島田	0155-47-8881	obikan@m2.octv.ne.jp
第2号の3	教務 花本	0155-47-8881	obikan-3@m.octv.ne.jp
第2号の4	教務 花本	0155-47-8881	obikan-3@m.octv.ne.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	帯広高等看護学院
設置者名	十勝圏複合事務組合

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
看護師養成課程 (3年)	看護学科	夜・通信	69単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<a href="https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/education/">https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/education/</a>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	帯広高等看護学院
設置者名	十勝圏複合事務組合

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	自己点検評価に関する要綱（平成19年4月1日施行）による学院に係る自己点検・自己評価の結果について、看護分野に知見を有する者から意見を聴取するとともに、保護者等の意見を把握し、学院の教育活動及び学校運営の改善を図る。 （1）自己点検・自己評価の結果について必要な意見交換 （2）教育の実施報告について必要な意見交換 （3）学校関係者評価結果の報告

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
JA北海道厚生連 帯広厚生病院 看護部長	令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日	臨地実習施設の看護部長
北海道社会事業協会 帯広看護専門学校 教務部長	令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日	看護師養成機関の教務部長
公益財団法人北海道医療団 帯広第一病院 看護部長	令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日	看護協会十勝支部長

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	帯広高等看護学院
設置者名	十勝圏複合事務組合

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<p>授業科目のねらいに基づき、授業内容と方法を検討し、入学生用にシラバスを作成している。シラバスには授業目的・目標、授業内容と方法、成績評価方法、履修規定を示している。専門分野の講義および演習内容や方法は科目試験と授業評価アンケートによる評価、講師との打ち合わせや実習病院と実施する評価会議をもとに改善を図り、翌年度の授業計画書の作成に取り組んでいる。</p> <p>学生には、シラバスとともに年間の授業計画進度表を作成・配布し、単位の修得に関して段階的にオリエンテーションを実施しているほか、同内容は当学院HPに掲載し、広く公表を行っている。</p>	
授業計画書の公表方法	<a href="https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/education/">https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/education/</a>
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<p>授業態度や課題提出・出欠席状況と試験等結果から学修意欲と学修力を把握し、個別面談を実施しながら学修支援につなげている。実習においては、知識・技術・態度が統合され看護実践力が育成されるよう学生と学修課題を共有しながら実習目標の達成を支援している。</p> <p>成績審査は、学則に基づき、学科成績のほか、実習成績、平素の学習状況等を総合して成績審査を実施しており、当該科目の授業の出席3分の2以上を成績審査の対象としている。</p> <p>単位は、所定の授業科目を履修し、成績審査に合格した者に単位認定会議を経て授与される。また、学則施行細則に規定する履修及び単位認定に必要な先修すべき科目は、履修規定に定めている。</p> <p>学修成果は、成績結果のみならず、「看護者としての役割と責任ある行動がとれる」ことに重点を置き支援している。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学修成果の評価</p> <p>1. 成績評価の方法</p> <p>学則に基づき、学科成績のほか、実習成績、平素の学習状況等を総合して成績審査を実施している。</p> <p>講義および演習科目の評価は、試験、学習態度等の結果に基づいて、総合的に判定している。科目ごとの評価方法は、シラバスに記載している。</p> <p>実習科目の評価は、実習評価表の評価の視点、実習態度、実習記録内容と提出状況に基づいて、総合的に判定している。詳細は実習要綱に記載している。</p> <p>いずれも当該科目の授業の出席3分の2以上で成績審査の対象としている。</p> <p>2. 成績評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="349 719 1262 909"> <thead> <tr> <th>成績評価</th> <th>評点</th> <th>合格・不合格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td> <td>100～80点</td> <td rowspan="3">合格</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>79～70点</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>69～60点</td> </tr> <tr> <td>不可</td> <td>59点以下</td> <td>不合格</td> </tr> </tbody> </table>		成績評価	評点	合格・不合格	優	100～80点	合格	良	79～70点	可	69～60点	不可	59点以下	不合格
成績評価	評点	合格・不合格												
優	100～80点	合格												
良	79～70点													
可	69～60点													
不可	59点以下	不合格												
客観的な指標の算出方法の公表方法	<a href="https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/education/">https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/education/</a>													
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業認定の方針</p> <p>1. 卒業時に身につけている能力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護の対象となる人間を、統合体・生活者として理解し、その人らしい生き方を選択できるよう支援する行動がとれる</li> <li>・ 相手を尊重し、看護の対象となる個人・家族・集団・地域との信頼関係を築くことができる</li> <li>・ あらゆる健康レベル・発達段階にある個人とその家族の健康課題に対応するため、科学的根拠に基づき必要な看護を判断し実践できる</li> <li>・ 特定の健康課題と発達段階に応じた生活過程を理解し、あらゆる健康レベルにおいても対象者のより良い健康を促進し、その人らしく生活することを支援できる</li> <li>・ 対象者の暮らしを支えるケア環境を理解し、保健・医療・福祉チームの一員として、連携・協働するために必要な行動について理解できる</li> <li>・ 専門職として、看護の質の向上や発展に関心を持ち、生涯にわたり主体的・継続的に学び続けることができる</li> </ul> <p>2. 卒業要件</p> <p>学則第19条に基づき、第2条に規定する修業年限3年以上在学し、教育課程として設定している103単位のすべての単位を修得していること</p> <p>3. 卒業認定の実施</p> <p>卒業認定会議において、全年次の成績・出欠席状況と単位認定会議経過を確認した上で、卒業要件である全単位の修得状況を再確認し、卒業を認定している。</p>														
卒業の認定に関する方針の公表方法	<a href="https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/education/">https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/education/</a>													

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	帯広高等看護学院
設置者名	十勝圏複合事務組合

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,075時間 103単位	1,684 時間	218 時間	1,035 時間	0 時間	138 時間
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
135人		132人	0人	12人	147人	159人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）授業は、科目の種類により講義、演習、実技、実習のいずれか、または、これらの併用により実施している。年間の授業計画は、学則及び履修規定に基づき、前年度の評価をもとに入学期別に教育課程及び年間の授業計画進度表を作成し、学生に提示している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則に基づき、学科成績のほか、実習成績、平素の学習状況等を総合して成績審査を実施している。当該科目の授業の出席3分の2以上で成績審査の対象としており、「優：80点以上」、「良：70点以上80点未満」、「可：60点以上70点未満」、「不可：60点未満」の標語をもって単位を授与している。
卒業・進級の認定基準
（概要）修業年限以上在学し、学則に規定する所定の単位を取得した者について、認定会議を経て学院長が卒業を認定する。 学則に基づき、所定の授業科目を履修し、成績審査に合格した者に所定の単位を与える。しかし、学則施行細則に規定する履修及び単位認定に必要な先修すべき科目の履修ができない場合は、履修規定に基づき、翌年度以降において再履修することができる。

学修支援等
(概要) 各学年で複数担任制としており、課題の取り組み状況と定期試験及び模擬試験等の結果からクラス全体の学修支援と成績不良者への個別支援を実施している。実習においては、指導担当教員が支援し、担任および学年担当主任と情報を共有しながら継続して学修支援をしている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
42人 (100%)	4人 ( 9.5%)	38人 ( 90.5%)	0人 ( 0.0%)
(主な就職、業界等) 看護師として病院に就職している。			
(就職指導内容) 3年間の進路ガイダンススケジュールに基づいて、看護の動向および就職先や働き方等の情報提供をしながら、目標を持ち進路決定ができるよう支援している。 また、就職活動の実際と就職試験に向けた個別指導を実施している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) ・看護師国家試験受験資格 ・専門士（医療専門課程）の称号			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
134人	4人	2.98%
(中途退学の主な理由) 進路変更による退学		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別の学修状況を把握し、課題の解決に向けて学修支援と心理的サポートを実施している。また、早期に保護者との面談等を行い、学修環境の調整と連携を図り支援の強化に努めている。令和5年度からカウンセラーを配置し、学生相談体制を強化した。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	20,000 円	262,800 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/">https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/</a>		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
次の委員により構成する学校関係者評価委員会により、自己点検評価に関する要綱(平成19年4月1日施行)による学院に係る自己点検・自己評価の結果について、看護分野に知見を有する者から意見を聴取するとともに、保護者等の意見を把握し、学院の教育活動及び学校運営の改善を図る。 ・主な評価項目：教育理念、教育目標、教育課程など ・委員会の構成(委員4名以内) (1) 臨地実習施設関係者 1人 (2) 看護分野に知見を有する団体の職員 1人 (3) 看護協会十勝支部長 1人 ・評価結果の活用方法 学院改善推進委員会において、評価結果を踏まえ、教育活動及び学校運営の改善を図るための方策を検討し、翌年度の目標設定や具体的取組に反映させる。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
JA 北海道厚生連 帯広厚生病院 看護部長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	臨地実習施設関係者
北海道社会事業協会 帯広看護専門学校 教務部長	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	看護分野に知見を有する団体の職員
公益財団法人北海道医療団 帯広第一病院	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	看護協会十勝支部長
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/">https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		
第三者評価が未実施		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/">https://obikan.tokachiken.hokkaido.jp/</a>
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H101220700053
学校名 (〇〇大学 等)	帯広高等看護学院
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	十勝圏複合事務組合

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		33人（ 20）人	30人（ 19）人	33人（ 20）人
内 訳	第Ⅰ区分	10人	9人	
	（うち多子世帯）	（ 4人）	（ 3人）	
	第Ⅱ区分	5人	5人	
	（うち多子世帯）	（ 2人）	（ 1人）	
	第Ⅲ区分	4人	2人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 1人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	4人	2人	
区分外（多子世帯）	10人	12人		
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				33人（ 20）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。